

令和元年第2回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

令和元年5月10日若狭町議会第2回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（14名）

| | | | |
|-----|----------|-----|----------|
| 1番 | 藤本 武士 君 | 2番 | 熊谷 勘 信 君 |
| 3番 | 渡辺 英 朗 君 | 4番 | 島津 秀 樹 君 |
| 5番 | 辻岡 正 和 君 | 6番 | 坂本 豊 君 |
| 7番 | 今井 富 雄 君 | 8番 | 原田 進 男 君 |
| 9番 | 北原 武 道 君 | 10番 | 福谷 洋 君 |
| 11番 | 清水 利 一 君 | 12番 | 小堀 信 昭 君 |
| 13番 | 小林 和 弘 君 | 14番 | 松本 孝 雄 君 |

2. 欠席議員

なし

3. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 深水 滋 書記 北清水 佳代

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------------|--------|---------------|--------|
| 町 長 | 森下 裕 | 会計管理者 | 泉原 功 |
| 総務課長 | 二本松 正広 | 政策推進長 | 岡本 隆司 |
| 観光未来 創造課長 | 竹内 正 | 税務住民課長 | 松宮 登志次 |
| 環境安全課長 | 木下 忠幸 | 福祉課長 | 佐野 明子 |
| 保健医療課長 | 山口 勉 | 建設水道課長 | 飛永 浩志 |
| 農林水産課長 | 岸本 晃浩 | パレア文化課長 | 藤本 斉 |
| 歴史文化課長 | 永江 寿夫 | 教育委員会 事務局長 | 三宅 宗左 |

5. 議事日程

| | |
|--------|------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名について |
| 日程第2 | 会期の決定について |
| 日程第3 | 議長辞職の件について |
| 追加日程第1 | 議長の選挙について |
| 追加日程第2 | 副議長辞職の件について |
| 追加日程第3 | 副議長の選挙について |
| 日程第4 | 各常任委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 議会運営委員会委員の選任について |

- 追加日程第 4 公立小浜病院組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 5 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 6 若狭消防組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 7 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 8 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 9 若狭広域行政事務組合議会議員の選挙について
- 追加日程第 10 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町税
条例等の一部改正について）
- 日程第 7 承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町国
民健康保険税条例の一部改正について）
- 日程第 8 議案第 34 号 若狭町介護保険条例の一部改正について
- 日程第 9 同意第 1 号 若狭町副町長の選任につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 10 同意第 2 号 若狭町教育長の任命につき同意を求めることにつ
いて
- 日程第 11 同意第 3 号 若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求める
ことについて
- 日程第 12 同意第 4 号 若狭町監査委員の選任につき同意を求めることにつ
いて
- 追加日程第 11 総務産業建設常任委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第 12 教育厚生常任委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第 13 予算決算常任委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第 14 議会運営委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第 15 広報特別委員会閉会中の所管事務調査について
- 追加日程第 16 原子力発電安全対策特別委員会閉会中の所管事務調査について
- 日程第 10 議員の派遣について

(午前 9時20分 開会)

○議長（原田進男君）

開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日、招集されました令和元年第2回若狭町議会臨時会にあたり、議員各位には、万障繰り合わせの上、出席をいただきましたことを心よりお礼申し上げます。

本臨時会には、専決処分の承認を始め条例の一部改正、若狭町副町長などの同意の案件が提出されます。議員各位には、慎重な御審議と円滑な議事運営に、御協力賜りますようお願いしまして、開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は、14名です。

定足数に達しましたので、会議は成立しました。

これより、令和元年第2回若狭町議会臨時会を開会します。

町長より発言を求められていますので、これを許します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

皆さんおはようございます。

本日、令和元年第2回若狭町議会臨時会を召集させていただきましたところ、議員の皆様にはお忙しいところ、全員の御出席を賜り厚くお礼申し上げます。

今年は、歴史的な皇位継承の年であり、「令和」という新たな時代を迎えた特別な年に当たります。「令和」という元号には、「人々が美しく心を寄せ合う中で、文化が生まれ育つ・希望に満ち溢れた新しい時代を切り開いていく」という祈り・願いが込められていると政府からの発表がありました。

5月1日には、天皇の即位の日として、両庁舎において国旗の掲揚を行い、4日、5日には、パレア図書館・リブラ若狭の両図書館に記帳所を設けるなど、御即位に際し祝意を示させていただいております。

令和に込められた、祈り・願いが叶うよう10年先、20年先を見据え、町民の皆様が生涯にわたり生き生きと暮らせる、新しい感動と笑顔がひろがるまち、これらの実現に向けて、新たな気持ちでチャレンジしてまいりたいと考えております。

また、4月23日には、杉本達治氏が新しく福井県知事に就任され、「チャレンジ、ふくいに新しい風を吹き込む」政策が展開されてまいります。特に、杉本知事が、徹底現場主義を掲げられておりますので、県と市町においては、太いパイプで連携できるものと考えており、町の課題に対して前向きに取り組んでいただけるものと期待しております。

さて、本日、提案いたします案件につきましては、まず、若狭町税条例、若狭町国

民健康保険税条例の一部改正の2件について、専決させていただきました。また、若狭町介護保険条例の一部改正が1件、そして、若狭町副町長の選任の同意、若狭町教育長及び教育委員の任命の同意、若狭町監査委員の選任の同意についてお願いしております。

議員の皆様には、御審議の上、承認等賜りますようよろしくお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶といたします。よろしくお願いをいたします。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○議長（原田進男君）

これより本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により5番、辻岡正和君、6番、坂本 豊君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○議長（原田進男君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定しました。

次に、諸般の報告を行います。

広報特別委員会委員の島津秀樹君、坂本 豊君、清水利一君及び原子力発電安全対策特別委員会委員の島津秀樹君、北原武道君、小堀信昭君より5月9日付で願いのあった、委員会委員の辞任についてであります。若狭町委員会条例第12条第2項の規定により、議長において許可しましたので報告いたします。

次に、辞任により欠員となった、広報特別委員会委員3名及び原子力発電安全対策特別委員会委員3名について、若狭町委員会条例第7条第4項の規定により、議長において、次のとおり指名しましたので報告いたします。

広報特別委員会委員に、熊谷勘信君、今井富雄君、小堀信昭君。原子力発電安全対策特別委員会委員に、渡辺英朗君、辻岡正和君、原田進男。

以上のとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査平成31年2月分及び3月分の結果報告書が、お手元に配布のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により議案説明者として森下町長、二本松総務課長ほか、各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

ここで、暫時休憩します。

(午前 9時28分 休憩)

(午前 9時29分 再開)

～日程第3 議長辞職の件について～

○副議長（辻岡正和君）

再開します。

議長、原田進男君から、議長の辞職願が提出されていますので、私が議長の職を執らせていただきます。

日程第3、議長辞職の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、原田進男君の退場を求めます。

(原田進男議員 退場)

○副議長（辻岡正和君）

事務局長に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長（深水 滋君）

朗読いたします。

平成31年4月25日、若狭町議会副議長、辻岡正和殿

若狭町議会議長、原田進男

辞職願

このたび、一身上の都合により、若狭町議会議長を辞職したいので許可されるよう地方自治法第108条及び若狭町議会会議規則第96条第1項の規定により願い出ます。

以上でございます。

○副議長（辻岡正和君）

お諮りします。

原田進男君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長（辻岡正和君）

異議なしと認めます。よって原田進男君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

原田進男君の入場を許可します。

(原田進男議員 入場)

○副議長（辻岡正和君）

辞職が許可されました。ここで、原田進男君から退任の挨拶があります。原田進男君。

○前議長（原田進男君）

議長退任にあたり、一言御挨拶をさせていただきます。

平成29年5月臨時会におきまして、議員各位の御推挙を賜り、若狭町議会第12代議長に就任させていただきました。以来、2年間、円滑な議会運営に努めるとともに、議長の職務に全力で取り組んでまいりましたが、その間、町民の皆様を初め、先輩・同僚議員の皆様、森下町長をはじめ理事者の皆様、そして課長の皆様の御支援と御協力に対し、深く感謝を申し上げますとともに、厚く御礼申し上げます。

議長としての2年間で振り返りますと、生涯忘れることができない貴重な体験にも恵まれました。平成30年3月には、舞鶴若狭自動車道（若狭さとうみハイウェイ）三方五湖スマートインターチェンジの開通や、9月には福井県では50年ぶりの開催となる「福井しあわせ元気国体」への参列、そして国体に合わせて来県された天皇陛下、当時の皇太子殿下の行啓に接し、温かなお人柄に接することができましたのは、光栄の極みであります。

5月1日の天皇陛下の即位により「令和」の時代がスタートしましたが、本県では、「ふくいに新しい風を吹き込む」として、現場重視の各種施策が展開されると思っております。

議長を退任いたしますが、若狭町の大きな課題である人口減少、行財政改革に対して、今後も皆様方とともに全力を挙げて取り組み、若狭町の発展のために努力する所存でございますので、皆様方には、引き続き御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

終わりになりますが、若狭町議会の発展と皆様方の御健勝、御多幸を御祈念申し上げます。退任の挨拶とさせていただきます。

2年間、本当にありがとうございました。

～追加日程第1 議長の選挙について～

○副議長（辻岡正和君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行ないたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。したがって、議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

議長に島津秀樹君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました、島津秀樹君を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○副議長(辻岡正和君)

異議なしと認めます。ただいま指名しました島津秀樹君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました、島津秀樹君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

議長当選受諾の挨拶をお願いします。島津秀樹君。

○議長(島津秀樹君)

それでは、議長就任にあたりまして、一言御礼を申し上げます。

このたびの選挙におきまして、議員の皆様方に温かい御支援を頂戴いたしまして、このたび、令和元年という記念すべき年に、議長就任をさせていただくこととなりました。

今、この場に立ちその重責を、この肌にしひしひと感じております。なにぶんにも、浅学非才な私でございますけれども、皆様方の御支援をいただいて進めてまいりたいと思っておりますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

さて、今、この若狭町におきましては、例外なく人口減少という大変重要な課題がございます。この課題に向けて、私どもも、森下町長がいつもおっしゃっておられますように、減少は避けられない、緩やかな減少に向けて、何とか対策をとっていきたいというふうに考えております。

今、若者が、この町に定住をしてくれるために、この町に何が必要なのか、やはり特に、子育て、そして教育、福祉、産業の振興等の支援が十分に行われることが、重要だと考えております。そのためには、やはり町の総合計画の着実な実行と、そしてさらなる財政の健全化、これが重要だと考えております。

森下町長を初め、理事者、課長の皆様方と我々議会とで両輪となって、この「若狭号」を若狭町発展のために進めていきたいというふうに思っておりますので、この若狭町の発展のために、微力ではございますけれども、誠心誠意、努力してまいる所存でございます。

今後も議員各位、理事者、課長の皆様方に御指導と御協力をお願い申し上げまして、就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（辻岡正和君）

以上で議長の選挙を終了します。

暫時休憩します。

（午前 9時41分 休憩）

（午前 9時42分 再開）

～追加日程第2 副議長辞職の件について～

○議長（島津秀樹君）

それでは、早速ですが議長の職を執らせていただきます。

先ほど、副議長、辻岡正和君から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長辞職の件についてを日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とするこ

とに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。したがって、副議長辞職の件についてを日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第2、副議長辞職の件についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、辻岡正和君の退場を求めます。

(辻岡正和議員 退場)

○議長(島津秀樹君)

事務局に辞職願を朗読させます。

○議会事務局長(深水 滋君)

朗読いたします。

令和元年5月10日、若狭町議会議長、島津秀樹殿

若狭町議会副議長、辻岡正和

辞職願

このたび、一身上の都合により若狭町議会副議長を辞職したいので許可されるよう、地方自治法第108条及び若狭町議会会議規則第96条第1項の規定により願い出ます。

以上でございます。

○議長(島津秀樹君)

お諮りします。

辻岡正和君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。よって辻岡正和君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

辻岡正和君の入場を許可します。

(辻岡正和議員 入場)

○議長(島津秀樹君)

ここで、辻岡正和君から退任の挨拶があります。辻岡正和君。

○前副議長(辻岡正和君)

昨年、5月より副議長を拝任させていただきまして、皆様の大変なる御協力のもと、

1年やらせていただきました。

これから、新しい議長、そしてまた副議長を中心に、微力ですが私も若狭町のために努力をさせていただきたいと思っております。

本当に1年間、ありがとうございました。

～追加日程第3 副議長の選挙について～

○議長（島津秀樹君）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行ないたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認め、副議長の選挙についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行なうことに決定しました。

追加日程第3、副議長の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

副議長に渡辺英朗君を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました渡辺英朗君を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。ただいま指名しました渡辺英朗君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、渡辺英朗君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

副議長当選受諾の挨拶をお願いします。渡辺英朗君。

○副議長（渡辺英朗君）

まずもって、天皇陛下におかれましては、このたび御即位になられましたことは、慶賀にたえないことであり、謹んで慶祝の意を表します。

今ほど、指名推薦によりまして、第15代若狭町議会副議長に就任をいたしました渡辺英朗でございます。

大任を排し身に余る光栄であると同時に、その責任の重さを痛感しております。これよりは議長を補佐し、円滑な議会運営を務めるとともに、町民にとって身近な議会となるよう、副議長としての職責を果たしてまいる所存でございます。議員並び理事者各位、町民の皆様方の、より一層の御指導、御鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます、就任の御挨拶といたします。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（島津秀樹君）

以上で副議長の選挙を終了いたします。

～日程第4 各常任委員会委員の選任について

日程第5 議会運営委員会委員の選任について～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第4、常任委員会委員の選任について及び日程第5、議会運営委員会委員の選任についてを一括議題とします。

お諮りします。

各常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名したいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって、日程第4及び日程第5の各委員の選任については、議長において指名することに決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午前 9時50分 休憩)

(午前 9時51分 再開)

○議長（島津秀樹君）

再会します。

日程第4及び日程第5の各常任委員会、議会運営委員会の各委員については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長から、ただいま配布いたしました各委員名簿のとおり指名します。

～追加日程第4 公立小浜病院組合議会議員の選挙～

○議長（島津秀樹君）

次に、公立小浜病院組合議会議員である渡辺英朗君、北原武道君、福谷 洋君、小林和弘君、島津秀樹から、4月26日に同組合議会議員の辞職願が提出され許可となりました。このため、同組合議会議員が5名欠員となっております。

お諮りします。

公立小浜病院組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として、直ちに選挙を行ないたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認め、公立小浜病院組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第4として選挙を行うことに決定しました。

公立小浜病院組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

公立小浜病院組合議会議員に藤本武士君、坂本 豊君、今井富雄君、原田進男君、松本孝雄君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました諸君を、公立小浜病院組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました藤本武士君、坂本 豊君、今井富雄君、原田進男君、松本孝雄君が、公立小浜病院組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、公立小浜病院組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第5 敦賀美方消防組合議会議員の選挙～

○議長(島津秀樹君)

次に、敦賀美方消防組合議会議員である渡辺英朗君から、4月26日に同組合議会議員の辞職願が提出され許可となりました。このため、同組合議会議員が1名欠員となっております。

お諮りします。

敦賀美方消防組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに選挙を行ないたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認め、敦賀美方消防組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第5として選挙を行うことに決定しました。

敦賀美方消防組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

敦賀美方消防組合議会議員に、坂本 豊君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました坂本 豊君を、敦賀美方消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました坂本 豊君が、敦賀美方消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、敦賀美方消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

～追加日程第6 若狭消防組合議会議員の選挙～

○議長(島津秀樹君)

次に、若狭消防組合議会議員である清水利一君から、4月26日に同組合議会議員の辞職願が提出され許可となりました。このため、同組合議会議員が1名欠員となっております。

お諮りします。

若狭消防組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第6として、直ちに選挙を行ないたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認め、若狭消防組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第6として選挙を行うことに決定しました。

若狭消防組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

若狭消防組合議会議員に福谷 洋君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました福谷洋君を、若狭消防組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました福谷 洋君が、若狭消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、若狭消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をします。

～追加日程第7 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙～

○議長（島津秀樹君）

次に、美浜・三方環境衛生組合議会議員である藤本武士君、今井富雄君、原田進男君から、4月26日に同組合議会議員の辞職願が提出され許可となりました。このため、同組合議会議員が3名欠員となっております。

お諮りします。

美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として、直ちに選挙を行ないたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認め、美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第7として、選挙を行うことに決定しました。

美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

美浜・三方環境衛生組合議会議員に渡辺英朗君、坂本 豊君、私、島津秀樹を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました諸君を、美浜・三方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました渡辺英朗君、坂本 豊君、島津秀樹が、美浜・三方環境衛生組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、美浜・三方環境衛生組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

～追加日程第8 嶺南広域行政組合議会議員の選挙～

○議長(島津秀樹君)

次に、嶺南広域行政組合議会議員である辻岡正和君、原田進男君、小林和弘君から、4月26日に同組合議会議員の辞職願が提出され許可となりました。このため、同組合議会議員が3名欠員となっております。

お諮りします。

嶺南広域行政組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第8として、直ちに選挙を行ないたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認め、嶺南広域行政組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第8として、選挙を行うことに決定しました。

嶺南広域行政組合議会議員の選挙を行いません。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

嶺南広域行政組合議会議員に藤本武士君、渡辺英朗君、私、島津秀樹を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました諸君を、嶺南広域行政組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました藤本武士君、渡辺英朗君、島津秀樹が、嶺南広域行政組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、嶺南広域行政組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第9 若狭広域行政事務組合議会議員の選挙～

○議長（島津秀樹君）

次に、若狭広域行政事務組合議会議員である今井富雄君、島津秀樹から、4月26日に同組合議会議員の辞職願が提出され許可となりました。このため、同組合議会議員が2名欠員となっております。

お諮りします。

若狭広域行政事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9とし

て、直ちに選挙を行ないたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認め、若狭広域行政事務組合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第9として、選挙を行うことに決定しました。若狭広域行政事務組合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

若狭広域行政事務組合議会議員に清水利一君、小堀信昭君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました諸君を、若狭広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清水利一君、小堀信昭君が、若狭広域行政事務組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、若狭広域行政事務組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～追加日程第10 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙～

○議長(島津秀樹君)

次に、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員である原田進男君から、4月26日に同組合議会議員の辞職願が提出され許可となりました。このため、同組合議会議員

が1名欠員となっております。

お諮りします。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第10として、直ちに選挙を行ないたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認め、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第10として、選挙を行うことに決定しました。福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行ないます。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、島津秀樹を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました島津秀樹を、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました島津秀樹が、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人が議場にいますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

～ 日程第6 承認第1号および日程第7 承認第2号の承認 ～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第6、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）」及び日程第7、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）」の2議案を一括議題といたします。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認め、2議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、承認第1号から承認第2号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、承認第1号「若狭町税条例等の一部改正について」であります。これにつきましては、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されました。これに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので3月31日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、承認第2号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」であります。これにつきましても、地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので3月31日付けで専決処分させていただいたものであります。

以上、2件につきまして、それぞれ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定に従い御報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の2議案に対する質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

上程中の2議案に対する討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行いません。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて(若狭町税条例等の一部改正について)」、本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

次に、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて(若狭町国民健康保険税条例の一部改正について)」、本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。よって、本案は原案のとおり承認することに決定しました。

～ 日程第8 議案第34号 若狭町介護保険条例の一部改正 ～

○議長(島津秀樹君)

次に、日程第8、議案第34号「若狭町介護保険条例の一部改正について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、議案第34号「若狭町介護保険条例の一部改正」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

若狭町介護保険条例の一部改正であります。これにつきましては、介護保険法施行令等の一部を改正する法律が、本年3月29日に公布されました。これに伴い当該条例の一部改正が必要となりましたので、この案を提出するものであります。

以上、十分な御審議の上、妥当なる御決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(島津秀樹君)

提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。

上程中の議案に対する質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

上程中の議案に対する討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

討論なしと認め、討論を終わります。

これより採決を行いません。

議案第34号「若狭町介護保険条例の一部改正について」、賛成の諸君は起立願います。

【起立全員】

○議長(島津秀樹君)

起立全員です。したがって、議案第34号「若狭町介護保険条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

～ 日程第9 同意第1号から日程第11 同意第3号 ～

○議長(島津秀樹君)

次に、日程第9、同意第1号「若狭町副町長の選任につき同意を求めることについて」から日程第11、同意第3号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」までの3議案を一括議題とします。これに、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(島津秀樹君)

異議なしと認め、3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長(森下 裕君)

それでは、同意第1号から同意第3号までの3件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、同意第1号「若狭町副町長の選任につき同意を求めることについて」でございますが、若狭町副町長につきましては、前任の中村良隆氏の不慮の事故により、平成31年3月23日をもって不在となっております。町政の安定した運営を遂行する

ため、新たに、玉井喜廣氏を選任したく、地方自治法第162条の規定により議会の同意をお願いするものでございます。

玉井氏は、長年にわたり上中町および若狭町に奉職され、平成25年5月からは6年間にわたり、若狭町教育長として町教育行政の推進、向上に尽力をいただいております。

なお、新たな副町長の任期は、令和元年5月10日から令和5年5月9日までの4年間となります。

玉井氏は、行政の現場において数多くの経験を有しておられ、人格は高潔で、また、今まで、各行政分野広範囲にわたり様々な課題に尽力いただいております、本町の副町長として適任者と存じておりますので、特段の御理解を賜りまして、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、同意第2号「若狭町教育長の任命につき同意を求めることについて」でございますが、前任の玉井喜廣教育長が令和元年5月9日に辞職したことに伴い、新たに、中村正一氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

中村氏は、長年にわたり教職員として奉職され、退職後の平成29年4月からは、三十三公民館長として地域の活性化、住民による地域づくりにご尽力をいただいております。

なお、新たな教育長の任期は、前任の残任期間である令和2年5月13日までとなります。

中村氏は、教育の現場において数多くの経験を有しておられ、人格は高潔で地域の人望も厚く、本町の教育長として適任者と存じておりますので、特段の御理解を賜りまして御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、同意第3号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございますが、本町の教育委員会委員であります出口由喜美氏は、本年5月13日をもってその任期が満了いたします。

そこで、出口委員の後任の教育委員会委員として松宮毅氏を任命させていただきたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

松宮氏は、長年にわたり教職員として高等学校に勤務された後、平成31年4月からは「NPO法人若狭美&Bネット」に入社され、社会福祉や児童福祉の地域のリーダーとしてご活躍されておられます。

なお、松宮氏の教育委員会委員の任期は規定により4年であり、令和元年5月14日から令和5年5月13日までとなります。

社会を取り巻く環境が大きく変化し、教育の大切さが問われている今、松宮氏は、高潔な人柄で地域の信望も厚く、学校教育のみならず社会教育の分野でも高尚な識見を十分備えられており、本町の教育委員会委員として適任者と存じておりますので、特段の御理解を賜りまして、御同意のほどよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。ただいま提案のありました3議案につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、直ちに採決を行いません。

同意第1号「若狭町副町長の選任につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。よって、同意第1号「若狭町副町長の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第2号「若狭町教育長の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。よって、同意第2号「若狭町教育長の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

次に、同意第3号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。よって、同意第3号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

～ 日程第12 同意第4号 若狭町監査委員の選任につき

同意を求めることについて ～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第12、同意第4号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることに

ついて」を議題とします。

地方自治法第117条の規定により、小林和弘君の退場を求めます。

(小林和弘議員 退場)

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、同意第4号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」の件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、若狭町監査委員のうち、議会選任の監査委員が、本年4月26日をもって欠員となっているため小林和弘氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上、御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（島津秀樹君）

提案理由の説明が終わりました。ただいま提案のありました議案につきましては、人事案件でありますので、質疑並びに討論は省略し、直ちに採決を行いません。

同意第4号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」、賛成の諸君は起立願います。

【起立全員】

○議長（島津秀樹君）

起立全員です。よって、同意第4号「若狭町監査委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。

小林和弘君の入場を許可します。

(小林和弘議員 入場)

○議長（島津秀樹君）

ここで、暫時休憩します。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時26分 再開)

○議長（島津秀樹君）

再開します。先ほど、各委員会からそれぞれの正・副委員長について決定報告がありましたので、報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に辻岡正和君、副委員長に熊谷勘信君。教育厚生常

任委員会委員長に藤本武士君、副委員長に北原武道君。予算決算常任委員会委員長に渡辺英朗君、副委員長に辻岡正和君。議会運営委員会委員長に清水利一君、副委員長に福谷 洋君。広報特別委員会委員長に今井富雄君、副委員長に小堀信昭君。原子力発電安全対策特別委員会委員長に松本孝雄君、副委員長に原田進男君。

以上のとおりです。

～ 日程第 1 1 から日程第 1 6 ～

○議長（島津秀樹君）

次に、各委員会の委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第 1 1 から追加日程第 1 6 として直ちに議題にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてを、日程に追加し追加日程第 1 1 として、教育厚生常任委員会閉会中の継続調査についてを、追加日程第 1 2 として、予算決算常任委員会閉会中の継続調査についてを、追加日程第 1 3 として、議会運営委員会閉会中の継続調査についてを、追加日程第 1 4 として、広報特別委員会閉会中の継続調査についてを、追加日程第 1 5 として、原子力発電安全対策特別委員会閉会中の継続調査についてを、追加日程第 1 6 として、直ちに議題にすることに決定しました。

お諮りします。

追加日程第 1 1、総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査についてから追加日程第 1 6、原子力発電安全対策特別委員会閉会中の継続調査についてまでの 6 件を、一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。各委員会の委員長から所管事務のうち、会議規則第 7 3 条の規定によって、お手元に配布しました申出書記載の事項について、閉会中の継続調査をすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続

調査をすることに決定しました。

～ 日程第13 議員の派遣について ～

○議長（島津秀樹君）

次に、日程第10、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配布のとおり、それぞれの議員を派遣するものといたします。なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

以上で、本臨時会に付議された案件の審議は終了しました。これをもって、令和元年第2回若狭町議会臨時会を閉会します。

閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日の臨時会におきましては、税条例の改正、介護保険条例の改正、人事案件の同意についてが可決されました。新たな副町長、教育長も選任され、理事者各位におかれましては、本臨時会で可決された議案につきましては、適切な執行を願うものであります。また、議会構成につきましても一部変更されました。それぞれの立場で若狭町の更なる発展のために、御尽力いただきますようお願いいたします。

新緑が映える季節を迎えましたが、当町におきましても多くの行事が計画をされております。議員、理事者各位には、健康に十分、配慮をいただきますようお願い申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

町長より、閉会にあたり発言を求められています。発言を許可します。森下町長。

○町長（森下 裕君）

それでは、閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました案件に対し適切なる御決定をいただき、まことにありがとうございました。

本議会で議会の構成が新しくなりました。新しく議長に島津秀樹議員が、副議長に渡辺英朗議員が就任されました。心よりお祝い申し上げます。

また、議会の組織につきましても、新たな組織に構成をされました。また、町の行政におきましても、玉井喜廣氏を副町長として、中村正一氏を教育長として、御同意

いただきました。まことにありがとうございました。

令和の時代を迎え、若狭町も新たな体制となりましたが、今後も若狭町のキーワードでもあります連携と交流、そしてそれらをつなぐをテーマに笑顔が満ちあふれる若狭町を一丸となって、つくりあげてまいる所存であります。

今後とも、若狭町発展のため町行政に対し、なお一層の御理解、御指導をお願い申し上げます。

さて、今年は5月1日が、新天皇陛下の御即位をお祝いする今年限定の国民の祝日となったことから、ゴールデンウィークが10連休となり、県内外から多くの観光客をお迎えすることができました。御存じのように4月27日から5月6日までの10連休につきまして、若狭町の主だった観光地の入込客数を調査いたしましたので、ここでお話しを申し上げたいと思います。

まずレインボーラインですが、レインボーラインには、この10日間で3万7,112名の皆様がお見えになりました。そして、道の駅三方五湖は、2万2,860人の方。それから、縄文博物館3,930人。福井県年縞博物館5,246人。道の駅若狭熊川宿、これが大変、たくさんの方がお見えになりまして、5万12名。5万人を超えております。伸び率で10%の伸びになりました。そして、若狭瓜割名水公園では、5,080人の方がお見えでございます。なお、今、申し上げた入込客数の合計が12万4,240名でございます。大変、多くの皆様にお越しをいただきまして、前年度と比較をしますと、131%の方が多くお見えいただきまして、活力をいただきましたので、御報告をさせていただきました。

また、今月から来月にかけて、町が主催する行事がいくつかございます。

今月の18日と19日には、第28回若狭・三方五湖ツーデーマーチ、また、来月の2日には、第15回わかさあじさいマラソンが開かれる予定になっております。また、長年の悲願でございました県営河内川ダムの竣工式が、6月9日に開かれるように計画をし開催をする予定でございます。ぜひとも、多くの皆様に御参加していただきまして、若狭町を大いに盛り上げていただきたいと考えております。

いずれのイベントも、若狭町の魅力を発信する絶好の機会であると考えております。また、それに伴いまして、おもてなしの心をしっかりもって、再び若狭町へお越しいただけるような体制を組ませていただきたいと思います。御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員各位におかれましては、今後、健康に十分御留意いただきまして、町の発展のため、ますます御活躍していただきますようよろしくお願いを申し上げ、閉会にあたり

りましてのお礼の御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

(午前10時38分 閉会)